

ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントによる問題が生じた場合に適切に対応するための措置を定めて、清泉女子大学（以下「本学」という。）において学生及び教職員等が個人として尊重され、快適な環境のもとで学生等の勉学及び教職員の職務等が遂行されるように保障することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程に定めるハラスメントとは、次の各号に掲げるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）をいう。

1 セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる性的性質の言動

2 アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場における客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動

3 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる言動

4 その他のハラスメント

前各号のハラスメントに準じ、相手の意に反して行われる不合理かつ不適切な嫌がらせの言動によって、相手方に不快の念を抱かせ、正常な勉学、課外活動、研究、職務の遂行を妨げるなど、教育・研究環境、職場環境を悪化させる性質の言動

(適用範囲等)

第3条 本規程は、学生（研究生、科目等履修生等を含む）及び教職員（非常勤、業務委託等を含む）（以下「本学構成員」という。）を対象とする。

② 本学構成員は、ハラスメントと疑われる言動に対して、その言動が行われた場所や時間を問わず、第6条に定める防止委員会に相談及び申出を行うことができる。

③ 本学構成員以外の者（以下「学外者」という。）は、本学構成員によるハラスメントと疑われる言動に対して、その言動が行われた場所や時間を問わず、第6条に定める防止委員会に相談及び申出を行うことができる。

④ ラファエラ・アカデミア等本学で開講する講座の講師及び受講生は、当該講座の開講時間中のみ、本学構成員とみなす。

(学長の責務)

第4条 学長は、ハラスメントの防止及び排除に努め、その啓発指導を行うとともに、ハラスメントによる問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(学生及び教職員等の心得)

第5条 本学の学生及び教職員等は、相互に個人の人格を尊重するよう努め、ハラスメントを行ってはならない。

② 本学の学生及び教職員等は、本学が個人の人格を尊重し、ハラスメントを禁止していることを理解し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(防止委員会の設置)

第6条 本学は、本規程第1条の目的を達成すること及び学長が第4条に定める責務を果たすために、常設機関としてハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

(防止委員会の職務)

第7条 防止委員会は、前条に掲げた目的を達成するため、次の職務を行う。

- 1 ハラスメントの防止に関する情報収集、研修、啓発活動の企画運営
- 2 ハラスメントに関する相談及び申出への対応
- 3 ハラスメントに関する相談及び申出への応急的措置
- 4 ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の調査結果に係る学長への意見書（調査結果の報告及び措置に関する意見の提示）の提出
- 5 防止委員会の運営
- 6 その他ハラスメントに関する重要事項

(防止委員会の構成)

第8条 防止委員会は、8名以上の教員及び職員からなる委員をもって構成し、学長が任命する。

② 前号の委員には学務部長及び学生部長を含むものとする。

③ 防止委員会の構成にあたっては、教員・職員の比率及び男女の比率を必ず考慮するものとする。

④ 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

⑤ 防止委員会の委員（以下「防止委員」という。）が、ハラスメントに関する申出人又は申出の対象者（以下「申出対象者」という。）である場合には、その委員は当該事案に関する防止委員会の職務に加わらないものとする。

(防止委員会の委員長等)

第9条 防止委員会に委員長を置く。委員長は、防止委員の中から学長が指名する。

② 委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

③ 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員がこれにあたる。

④ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、その職務を代理する。

⑤ 委員長は必要ある場合、防止委員会の承認を得て、委員以外の者に協力を求めることができる。

(防止委員会の会議)

第10条 防止委員会の会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、随時に開催することがある。

② 防止委員会の会議は、委員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決を要する事項については委員総数の過半数の同意を必要とする。ただし、議決に加われない委員がいる場合は、その者を除いた数を委員総数とする。

(相談員)

第11条 防止委員会は、ハラスメントに関する相談及び申出に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

② 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- 1 ハラスメントに関する相談及び申出を受け付ける。
- 2 ハラスメントに関する相談及び申出の内容を確認し、迅速かつ適切に対応する。
- 3 ハラスメントに関する相談又は申出があった場合、速やかに防止委員長に報告する。

③ 相談員は、相談者及び申出人の立場に立って対応し、相談者及び申出人のプライバシーを厳守しなければならない。

④ 相談員は、次に掲げる者から学長が任命または委嘱する。

- 1 防止委員会が推薦する教職員
- 2 ウェルネスセンター・相談室カウンセラー
- 3 ハラスメント防止に関する専門家

⑤ 相談員の構成にあたっては、男女の比率を必ず考慮するものとする。

⑥ 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

⑦ 相談員の氏名及び連絡先は、毎学年のはじめに学内に公表する。

(相談に対する対応)

第12条 相談員から防止委員長へ相談の報告があった場合、防止委員会は、事実確認の上、相談内容に応じて関係部署と相互協力して解決を図ることとする。

(申出手続き)

第13条 申出人は、本人の意思に基づいて申出を行う。

② 申出があった場合、相談員は所定の受付票への記入を求め、ハラスメントに関する所定の届け出内容書（以下「届け出内容書」という。）を作成し、申出人は、記載内容を確認後に自署をする。

③ 申出人は、本人の意思に基づいて申出を随時取り下げることができる。

④ 相談員は、受付票を受理し届け出内容書を作成したのち、ハラスメントの内容と事実を、氏名を伏して防止委員長に報告し、防止委員長は防止委員会に報告する。

(申出に対する対応)

第14条 申出がなされた場合、防止委員会は、事実確認の上、室確認の申出人の意向を尊重して、次のいずれかの手続きをとる。

- 1 当事者間の直接又は間接的な話し合いを通じて解決を図る調停手続き

2 調査委員会による調査を行い、必要があれば大学が措置を講じて解決を図る調査・審理手続き

(調停)

第15条 調停に際しては、防止委員会は当事者間の合意が得られることをめざして、当事者間の意思疎通をはからなければならない。

- ② 調停は、申出を受けた者を除く防止委員の中から委員長が選ぶ複数の者がこれにあたる。なお、申出を受けた者は必要に応じ、調停の場に立ち会うことができる。
- ③ 調停にあたる者は調停の状況を適宜委員長に報告し、委員長は必要に応じて防止委員会を招集する。
- ④ 防止委員会は解決策を提案することができるが、これを強制することはできない。
- ⑤ 申出人は調停手続きを停止することができる。また、調査・審理手続きへの移行を求めることができる。
- ⑥ 防止委員長が必要と認めた場合、調停により解決した申出の内容について、個人が特定できるような情報を秘匿して学長に報告することがある。

(調査委員会)

第16条 防止委員長は、申出人が調査・審理手続きを求めるとき、または防止委員会が必要と考えるときは、調査委員会を設置する。

- ② 調査委員会を設置する場合、防止委員長は申出の内容について、個人が特定できるような情報を秘匿して学長に報告する。
- ③ 調査委員会に関する規程は、別に定める。

(意見書の提出及び通知)

第17条 防止委員会が調査委員会から調査結果の報告を受けたときは、原則として1ヶ月以内に学長に意見書(調査結果の報告及び措置に関する意見の提示)を提出して意見を述べる。なお、意見には理由を付すことを要する。

- ② 第11条第2項第1号により防止委員が相談員として関わった事案が調査委員会の調査事案となった場合は、当該委員は前項に定める防止委員会の職務を行ってはならない。
- ③ 第1項の意見書は、申出人及び申出対象者にも通知する。意見書を受け取った申出人及び申出対象者は、意見書に対して意見がある場合、受け取った日を入れ7日以内に防止委員長に対し文書にて意見を述べることができる。
- ④ 防止委員長は、前項の文書を受け取った場合は、速やかに学長に提出するものとする。

(学長の措置)

第18条 学長は、防止委員会からの意見書及び前条第4項に基づき提出された文書がある場合はその文書を参酌し、速やかに必要な措置を決定し講ずる。

- ② 学長は、防止委員会に対して、意見書の内容に関する説明を求めることができる。
- ③ 学長は、第1項の措置として、申出対象者に学則又は就業規則にもとづく処分を行うことができる。

(学長の代行)

第 19 条 学長が申出対象者となった場合には、第 16 条から第 18 条までの学長の任務を学長に代わる者が行う。

(守秘義務)

第 20 条 防止委員会の委員、相談員並びに調査委員会の委員及び調査に関与した者は、関係者のプライバシーに配慮しなければならない。

② 前項に掲げた者は、任期中及び退任後、任務等で知り得た事項を漏洩してはならない。

③ 防止委員会が申出に対して行った対応の記録は、大学が厳重に管理保管する。

(不利益取り扱いの禁止)

第 21 条 ハラスメントに関する相談又は申出を行った者に対し、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

② ハラスメントに関する相談又は申出について調査への協力その他正当な対応をした者に対し、そのことゆえに不利益な取り扱いをしてはならない。

(議事録)

第 22 条 防止委員長は防止委員の 1 名を書記に指名する。書記は議事録を作成する。

② 議事録は防止委員長が保管する。

(規程の見直し)

第 23 条 本規程を改正した場合は、施行 2 年後に見直すものとする。

附 則 1

① この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行 2 年後に見直すものとする。

② この規程の制定により、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程及びセクシュアル・ハラスメント相談員に関する規程は廃止する。

附 則 2

この規程の改正は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 3

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 4

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 5

この規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 6

この規程の改正は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。